

社会福祉法人戸田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程
(平成4年10月26日規程第15号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）役員等（第2条第1号において、戸田市一般職の職員で役員等を兼ねる者を除く。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 支部長
- (5) 町会長

(報酬)

第3条 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の報酬は、年度総額720,000円を超えない範囲内で、月額60,000円とする。

2 会長以外の役員等には、報酬を支給しない。

(報酬の支給)

第4条 会長の報酬は、その選任された月分から離職した月分まで支給し、月の途中で選任又は離職したときは、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算して支給する。ただし、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

2 会長の報酬の支給日は毎月19日に当月分を支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、業務に従事し、若しくは会議に出席したときは日額費用弁償を、また業務のため旅行したときは費用弁償として旅費を別表第1により支給する。

2 前項に規定する業務のため旅行したときの旅費の支給については、社協職員等旅費規程を準用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年6月2日から施行し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程施行前に既に出発している出張については、なお従前の例による。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	日 額 費 用 弁 償	旅 費					
		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費	宿泊手当
役員等	2,000円	職員等旅費規程の計算の例による。				27,000円	2,400円